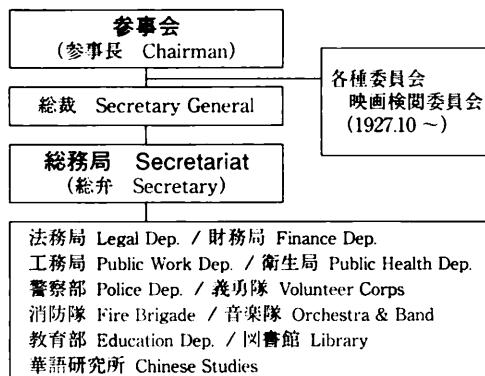


上海共同租界工部局の初期映画検閲制度について ——映画検閲委員会の設立前後から『危険大歓迎』事件まで——

菅 原 慶 乃

1 はじめに

中国映画史研究では、中国共产党あるいは中国国民党のいずれかの政治イデオロギーを濃厚に反映した“古典的”映画史観が、長きに渡り主流を占めてきた。しかし近年、新しい視座からの映画史研究が中国国内外で相次いで登場している。本稿が扱う戦前の映画統制史について言えば、特に汪朝光、張新民、三澤真美恵等各氏の研究により、戦前中国の映画統制で大きな役割を担った国民党による映画統制の実態が相当程度明らかにされている¹⁾。特に三澤(2004)は、国民党の映画統制制度が確立した1930年代以降、「国民党南京政府および国民党内における映画検閲官の管掌部門が、映画検閲権の回収を主権の回復という対外政策に関わる論理のなかで構想し」²⁾ていたことを指摘し、検閲のよ



出所：野口勤次郎・渡邊義雄『上海共同租界と工部局』（東京：日光書院、1939年）にもとづき筆者が作成。

図：共同租界工部局の組織図

うな消極的統制のみならず宣伝映画制作等の積極的統制も含めた国民党による映画統制制度の整備を、国民党による国民国家形成のプロセスの文脈に位置づけた。

他方、国民党と同様に戦前上海を統治した共同租界工部局も、1927年10月より映画検閲制度の運用を開始した。工部局は、参事会を最高意志決定機関にお

く統治体であり、参事会の下には各種委員会が設置され、特定の領域の調査を行った。工部局の実務は、総裁の下に置かれた総務局が執り行っていた。総弁を長とする総務局の下にはさらに、法務局、財務局、工務局、衛生局、警察部を始めとする部署が設置された（前ページ図を参照）³⁾。工部局の映画検閲制度は参事会の下の検閲委員会を中心としたが、実際の映画検閲業務は警察部が行なうことが制度設計当初より決められたため、両者の間にしばしば対立を招いた。

工部局による映画検閲制度については、“古典的”映画史の代表格である程季華の『中国電影發展史』（1963年、日本語版は森川和代の訳により『中国映画史』として1987年に平凡社から出版）が、「工部局検閲機構がやっさになつて反帝映画・演劇の上海での上映や公演を抹殺しよう」とし、中国映画や演劇に対して「ますます迫害を加え、勝手気ままに振る舞つた」（訳書252ページ）と批判している。しかし、工部局の検閲制度が不完全で問題を数多く抱えてゐるとの指摘は、わずかではあるが確認できる。例えば、春望は、工部局の映画検閲制度の運用方法や検閲委員の人選が杜撰であると批判した⁴⁾。さらに近年の研究では、映画検閲権を国家主権の行使として明確に意識していた国民党の映画検閲制度と比した場合、工部局のそれが国家主権の体現としての映画検閲制度ではなかった点が指摘されている⁵⁾。しかし、これまで工部局の映画検閲制度の設立経緯や制度運用の詳細はほとんど明らかにされておらず、今日までにそうした指摘の妥当性を判断する方法は無かった。

そこで本稿は、主として『申報』、『新聞報』、および『民国日報』等の新聞記事、そして上海市档案館所蔵の共同租界工部局総務局の公文書を用いて、工部局による映画検閲制度の整備の過程と、映画検閲委員会設置の経緯を明らかにする。これにより、工部局の初期の映画検閲制度が内包していた制度の脆弱性を導いた工部局内外の要因——内在要因としては工部局内部の警察部による反発、外在要因としては上海における映画検閲権が統治体ごとに分断されていた事——を示したい。さらに、映画検閲制度運用に対してさほど積極的であるとは言えなかつた工部局が、アメリカ映画『危険大歓迎』上映問題をめぐる一

上海共同租界工部局の初期映画検閲制度について（菅原）

連の事件を契機にその方針を転換させ、映画検閲制度の大幅な見直しに着手するまでの過程を浮きぼりにしていく。

2 江蘇省教育会映画検閲委員会について

2-1 1920年代初期における民間団体の映画取締の要望

中国における最初の映画上映は1897年8月の上海徐園で行われた外国短篇映画の興行であるとされているが、最初の映画館の誕生はそのおよそ10年後、1908年にスペイン人Ramosにより設立された虹口影戲院であるとされる。その後、上海で映画館数が本格的に増加するのは1920年代以降である。総務局が発行した映画館営業許可証を保有する映画館数は、1919年にわずか9件だったが、その5年後の1923年には14件、さらに1930年代初頭には30件を超すに至った⁶⁾。

映画館増加の背景には、国産映画制作プロダクションの勃興が挙げられる。1921年、中国映画史上初の長編劇映画『閻瑞生』（中国電影研究社）が制作された。『閻瑞生』は、上海で実際に発生した殺人事件を題材としたものである。洋行職員閻瑞生が娼婦王蓮を殺害するというスキャンダラスな事件は、まず舞台劇化され大好評を博していた。映画『閻瑞生』の興行も大盛況であり、これを契機として、国産映画制作の投機性が広く認識されるようになる。国産長編劇映画の初期段階においては、犯罪もの（実際に発生した事件に取材した『張欣生』（1923年）や犯罪小説にもとづく『紅粉髑髏』（1922年）等）、コメディ映画（『滑稽大王遊滬紀』や『労工之愛情』（いずれも1922年）等）、恋愛もの（『海誓』（1922年）等）といったジャンルが多くを占めるが、これは投機としての映画制作の示した志向を反映している⁷⁾。

映画が社会秩序に与える影響を重視する教育界や商業界の民間団体が映画検閲取締に関心を持つのは、映画館数が増加し国産長編劇映画制作が始まったこの時期である。

中華教育改進社は1922年に成立した民間の教育団体で、全国の教育状況の調査、教育にかんする学術研究、そして教育の改良を図ることを目的として設立

された⁸⁾。もともと複数の教育関係団体が統合されてできたもので、初期のメンバーには蔡元培、范源廉、郭秉文等がいた。郭秉文は後述する江蘇省教育会の主要メンバーでもあった。1922年7月に山東省濟南で開催された中華教育改進社年次大会では、映画取締にかんする案が決議され、同時に積極面と消極面双方の審査基準が定められた。積極的な基準としては、1) 歴史的価値があり社会研究に資するもの、2) 美術的価値があり鑑賞に資するもの、3) 理科的価値があり客観的で教育的に作られたもの、4) 喜劇的内容で啓発的な内容のもの、の各点が挙げられた。消極的な基準は、1) 犯罪の動機とならないもの、2) 子供の悪戯を誘発しないもの、3) 残酷な行為の描写がないもの、4) 安寧秩序を乱さないもの、5) 男女の姦淫を描かないもの、の各点である⁹⁾。

上海経済界で影響力を持った工商団体である上海総商会も、1923年3月に、上海における映画取締法の整備を緊急に進めるよう江蘇省省長宛に打電、要請している。総商会もまた、映画が社会に多大な影響を与える可能性を持つとの認識を持っており、上海で映画興行が盛んになるに伴い客引きのために犯罪的で淫らな内容の映画を上映する者が増えたことに対し大きな懸念を抱いていた。総商会は、1919年に制定されたドイツのワイマール憲法の第118条を引き合いに出して¹⁰⁾、「国家が国民の良俗秩序や教育の観点から法に則った取締が必要である」と説き、1) ドイツ同様映画取締にかんする法律を制定、施行すること、2) 上海の淞滬警察署と江蘇省特別交渉使に映画取締の権限を与え、共同租界やフランス租界を含めた上海における映画取締を推進していくこと、の二点について、江蘇省を通じて中央へ要請した¹¹⁾。

これらの他にも、社会教育の観点から映画内容の取締を要請する民間団体が存在したが、いずれも要望や陳情の域を超えず、包括的な映画検閲制度の確立には至らなかった¹²⁾。

2-2 江蘇省教育会映画検閲委員会の活動について

江蘇省教育会の下におかれた「映画検閲委員会」(原文は「電影審閱委員会」)も、前節で触れた民間団体と同様、1920年代初頭から映画検閲取締に注目して

上海共同租界工部局の初期映画検閲制度について（菅原）

いた団体の一つであるが、映画館への立入検閲を行っていたという点で他団体とは一線を画している¹³⁾。江蘇省教育会映画検閲委員会について基礎的な研究を行ったものとしては汪（2001）があるが、本稿ではその成果にもとづき、特に工部局との関連を詳述する。

江蘇省教育会は清末に興った民間の教育普及団体で、主に地元のエリート達によって構成されていた¹⁴⁾。江蘇省教育会が映画検閲委員会を設立したのは1923年であった¹⁵⁾。汪（2001）によれば、映画検閲を主たる目的とする団体で最も早く設立したもの一つである。活動の拠点は主に上海で、専ら映画館への立入検閲を行うとともに、制作プロダクションに要請して検閲の為の上映会を開催、審査することもあった。

後者の活動で最も初期のものは、上海の有力紙『申報』でも報道されている。1923年7月2日夜、明星影片公司制作の長編劇映画『玩童』、『張欣生』、『労工之愛情』、『滑稽大王遊滬記』の上映会が開催され、翌3日にその結果が審議された。審議では、それぞれの作品について問題点の指摘と改善案が提案された。特に、張欣生による父殺し事件に取材した『張欣生』については、殺人の動機が張欣生が薬物を常用し賭博にふけっていた為であるとする説明と、張欣生の死刑の場面に懺悔の言葉を付け加えるよう、改善策が提案された¹⁶⁾。

当該委員会の検閲基準は、1) 教育原理に適合し、社会に良好な影響を与えると判断された映画は、江蘇省教育会映画検閲委員会の許可を経た旨の字幕を挿入しなければならない事、2) 営利が目的であって、社会に害をもたらす映画で無いならば、検査は行わない、3) 励告しても改めないものについては関係官庁へ通告する、の三条のみであり¹⁷⁾、具体的な基準（コード）は定められなかった。このため、その活動に対する評価は当時から両義的であった。孫師毅は、映画取締の基準を設定する作業は難しいとしながらも、イギリスの映画検閲法や、アメリカのペンシルバニア州が制定した検閲基準を詳細に紹介しながら、民間の一団体が映画の良し悪しを主観的に判断するのではなく、検閲基準を立法化して全国統一的に検閲を実施しなければならないと説いた¹⁸⁾。周劍雲も同様に、当該委員会の審査基準が不明確であるうえ具体的な審査基準が明

記されていない点、さらにその審査は三人の検閲員がそれぞれの映画に一言ずつ結果を記すだけである点に苦言を呈した。周はさらに、当該委員会の検閲で問題とされた映画は無かったため、映画会社の中にはこの会の検閲そのものを受けなかったものもあったことを記している¹⁹⁾。

江蘇省教育会の映画検閲委員会の活動が工部局に認知されたのは、1923年6月下旬のことであった。1923年6月下旬、江蘇省交渉員許沅名義による文書が、イタリア領事館経由で工部局総務局に届けられた。それは、共同租界における『閻瑞生』、『張欣生』の上映中止を求める江蘇省からの要請文書であった²⁰⁾。警察部が実態を調査すると、当該二作品は確かに共同租界の複数の映画館で上映されているが、特に『張欣生』については、江蘇省教育会映画検閲委員会の検閲をすでに受けており、映画の一部を切除したうえで上映が許可されている旨が報告された²¹⁾。総務局と警務委員会は、工部局が公序良俗を乱す映画の取締を行なうべきだとの結論を出した。ところが警察部は、租界において問題のある映画は上映されてなどおらず、共同租界の秩序は関連法規によって守られているとして、これに反発した²²⁾。結果、総弁はイタリア領事に対して、警察部からの報告にもとづき、共同租界における映画上映には全く問題は無いとして返信とした²³⁾。

これは、江蘇省教育会映画検閲委員会の検閲行為が、明星影片公司等の一部の制作プロダクションや映画関係者を除き社会的に認知されていなかった事、そして、その検閲結果は社会的に影響力を持つものではなく、また信頼性も希薄だった事を示している。

さらに言えば、ここには早くも、映画検閲権拡大に対する警察部の反発が見い出される。警察部は、警察権力以外の部署が共同租界領域内の治安維持に介入することを頑なに拒絶するが、第3章で論じるように、このことは後に発足する工部局の映画検閲委員会の成立を少なからず遅延させ、制度確立後もその運用に大きな支障を生じさせる一因となる。

加えて、これら一連のやりとりには、後に露呈する工部局や国民党の映画検閲制度の脆弱性問題の根幹が現れている。すなわち、統治領域を越えた検閲権

上海共同租界工部局の初期映画検閲制度について（菅原）

行使の困難性である。江蘇省交渉員許汎が当該2作品の共同租界における上映差し止めを要請してきたのは、江蘇省からの命を受けてのことだった。当時独自に上海で上映される映画を調査していた民間団体「通俗教育研究会」が、教育部に対し、当該2作品の上映禁止措置を陳情したことを受け、江蘇省長が交渉員許汎を介して共同租界における上映制御に着手したのだった(このことは、同年5月22日の『新聞報』でも報道されている)。しかし上で示した様に、交渉員許汎の工部局への接触は、警察部の反対のために成功しなかった。後に工部局が独自の映画検閲制度を施行した際も、工部局の映画検閲結果が中国側領域にまで浸透させることができず、少なくない障害を生じさせている。この時早くも露呈した検閲権適用領域の問題は、これ以降も解決困難な問題として残留していく。

2-3 共同租界における映画館立入検閲にかんする協力要請について

1926年6月、江蘇省教育会は江蘇省交渉史許汎を介し、アメリカ領事館経由で工部局宛の要請書を送った。それは、江蘇省教育会映画検閲委員会の各委員が上海の映画館で立入検閲を実施する際の、円滑な業務遂行への協力を依頼するものであった²⁴⁾。警察部はこの要請に対しても強く反発し自発的な便宜供与を拒否したが²⁵⁾、同年6月12日に開催された警務委員会において警察部の見解が批判された。工部局は、最終的には当該委員会委員に対し、租界において映画を検査する権限を付与する旨、参事名義で返答した²⁶⁾。

租界の領域内において当該委員会の活動が正式に認められたことは、民国初期の民間団体による映画取締活動の中でも特筆すべき前進であった。当該委員会は前述のように少なくない問題を抱えていたとはいえ、工部局が着手できずにいた包括的な映画検閲取締制度の実施に代わって、共同租界の映画取締のための調査権限を持ったのだった。

2-4 工部局内部における映画検閲権確認の動き

これを契機として、工部局内部でも、共同租界における映画検閲取締の法的

権限を把握する確認作業が始められた。上述6月12日の警務委員会では、工部局の土地章程附律第34条の規定にもとづき制定された「鑑札条件(活動写真館)」第7条が、その根拠であると確認された。当該条文は次の通りである。

That no obscene or indecent pictures be shown and that all pictures shown be subject to the approval of the Police who shall have power to stop exhibition if the nature of the pictures is considered undesirable.

(醜穢又は猥褻なる映画を映写すべからず、又映写せんとする映画は総て警察の承認を経るを要す、警察は映画の性質が好ましからざるものと認むるときは映写を停止する権能を有す²⁷⁾。)

しかし実際にはこの条文にもとづく映画検閲は実施されておらず、問題がある映画が上映されると、外部の関係団体が工部局へ上映中止の要請を個別に行い、工部局がその都度対応していた。そして、警察部が外部からの干渉を嫌っていたことは、すでに指摘した通りである。

3 工部局映画検閲委員会の設立経緯と初期の問題点

3-1 工部局映画検閲委員会の誕生と香港政庁の映画検閲制度

映画館数の増加に伴い映画上映が盛んとなる1920年代半ば頃になると、租界に住まうさまざまな民族の個別の心情を考慮した検閲が求められるようになる。この状況は、警察部の態度も変えさせた。直接の契機となったのは、上海では1926年11月に封切られたセシル・B. デミルの作品『ヴァルガの舟唄』上映をめぐる一連のやりとりにおいてである。

ロシア革命を題材にした『ヴァルガの舟唄』がオリンピック（夏令配克）大戲院で上映されると、一部の観客達が、当該作品はボルシェビズムを宣伝しているとして騒ぎを起こした²⁸⁾。11月15日の夜の上映では、伴奏のオーケストラが『ラ・マルセイエーズ』を演奏したことに腹を立てたフランス人観客が中心となり大きな騒ぎに発展した。事態を重く見た工部局は当該映画の上映中止の

措置をとった²⁹⁾。

この事件は、これまで租界の治安維持への他者の介入を拒んできた警察部の態度を変えさせる契機となった。警察部が「ヨーロッパや西洋の観客に向けて上映しても無害な映画が、租界のような民族混合的な場所で上映されると不適切となる場合が頻発してきた」³⁰⁾との意見を表明すると、以降工部局は「鑑札条件（活動写真館）」第7条の規定を越える包括的な映画検閲制度を目指すこととなった。

『ヴォルガの船唄』騒動直後の11月19日、総務局は香港植民地秘書官宛に書簡を送り、香港における映画検閲制度施行にかんする資料を取り寄せたい旨依頼した。翌1927年1月に届けられた返信には、イギリス植民地条例(Ordinance)の「映画とポスターにかんする規定 Censoring of Cinematograph Films and Posters」の抜粋と、香港警察総警司による覚書が同封された。

香港の映画検閲規定によれば、すべての映画とポスターは総警司と関連する職員により検閲されなければならないこと（第57条）、検閲のための映画上映は映画館主によって準備されること（第60条）、検閲料は1リールあたり20セントとすること（第59条）が含まれていた³¹⁾。

また、実際に検閲業務を取り仕切っている香港警察総警司によりまとめられた覚書には、植民地条例に定められた検閲規定の問題点が詳細に綴られていた。具体的には、条例では罰則が定められていない点や、検閲の労に比して検閲料が安すぎる点、そして、検閲にあたっては統一的な検閲基準が無く、検閲官の自由裁量で行われている点が具体的に挙げられている。ただし検閲基準については、1) 暴力的な犯罪描写、武器を使うことが呼び物となる内容、2) 人種問題が突出しているもの、3) 道徳や女性の威信（特に白人女性）を下げるもの、4) 法に反するもの、5) 地元に著しく不利な内容、あるいは地元の平安を乱すことを図る内容のもの、の各点は取り締まるとされていた。

この覚書では他にも、検閲実務の手順にも触れられている。香港における映画検閲は、検閲官1人が1本の映画を担当し、問題がある場合は他の検閲官1～2名と協議した上で上映の可否を決定する方法がとられていた。フィルム所

有者が検閲結果に異議を唱えた場合、複数の検閲官によって改めて検査された。検閲官の人選については、中国人が任命されることは慣例として無いこと、ただし助手として中国人を任用する例があることが伝えられた³²⁾。

3-2 映画検閲委員会の成立

香港から送られてきた上記の資料にもとづき、警察部では工部局の映画検閲制度の設立に向け検討が加えられ、同年 2 月 11 日、その草案が総務局に提出された。それによれば、検閲の手順については、すべての映画は検察権限を有する警察官により公開前に検査されなければならない事、検査結果に問題がある場合は、検閲委員会による追調査が行われる事が提案された。検閲委員会の構成員については、教育委員会が任命する者 1 名、工部局任命の一般市民（「中国人が望ましい」とされた） 1 名、警察部が任命する者 1 名よって構成されることが望ましいとした。さらに、検閲委員会は警察部による最初の検閲で問題があった場合にのみ招集され、検閲料は高めに設定すること等も付け加えられた。検閲基準については、前節の香港警察総警司メモにある 5 つの項目がそのまま盛り込まれた³³⁾。

同年 4 月 22 日に開催された警務委員会では警察部の草案内容がほぼ全て認められ、映画検閲委員会設立に向けての第一歩が踏み出されることとなった。

同 27 日に開催された工部局参事会では、租界当局が検閲権を行使することに対する法的な裏付けを確認する必要性が参事長から提案された。これを受け 7 月 6 日の参事会では「鑑札条件（活動写真）」第 7 条を次のように改正することが承認された。

That no film which has not been certified by the Board of Film Censors for public exhibition be shown without the express sanction in writing of the Council.

（映画検閲委員会の上映許可を受けない映画は、工部局の許可証無くして上映できない。）

上海共同租界工部局の初期映画検閲制度について（菅原）

この参事会では、実際の検閲業務は警察部が行い、問題のある場合のみ映画検閲委員会を開催する手順も承認された³⁴⁾。

検閲委員会の初代メンバーは、警察部部長の推薦を受け、A. D. Bowman(外国教育委員会委員、女性)、閔炯(前上海共同租界混合法庭判事)、S. C. Young(警察部部長補佐)の三名が任命された。委員に対しては工部局名義で検閲許可証が発行され、共同租界の映画館への立入検査に使用された。

こうして、検閲委員会は1927年10月1日に正式に発足を見た。

3-3 初期の問題点について

3-3-1 警察部と検閲委員会との対立

工部局映画検閲制度は、その初期より数々の問題点を有していた。その最も大きなものとして、警察部と検閲委員会との間の対立が挙げられる。第2章では江蘇省教育会からの要請と、それに対する工部局の反応をまとめ、総務局と警察部との間に少なからぬ意見の対立があり、それが工部局における映画検閲制度確立を遅延させた一因にもなっている点を指摘した。両者の対立は、1927年10月に映画検閲制度が確立した後も起こっている。

1928年1月、上海を代表する高級映画館カールトン(卡爾登)大戲院で『ボー・ジェスト』(ハーバート・ブレノン、1927)が上映されると、当該作品が上映前の検閲で問題点を指摘され一部が切除されている、との噂が観客の間で取りざたされた。検閲委員の Bowman はこれを聞きつけると、問題部分を鑑賞したいとの要望を総務局へ送った。総務局は同委員の要請を警察部へ伝えたが、警察部部長補佐で映画検閲委員会委員でもあった Young は、Bowman の要望を強硬な姿勢ではね除けた。Young は、当該作品を 2箇所切除した事は事実であると認めたものの、切除箇所を指摘するのは警察部の権限によるものであり、手続き上何ら問題無いと強く主張した。Young はさらに、多くの配給主や映画館主は問題のある映画が映画検閲委員会に送られるより、警察部の指導に従い切除する事を選択するとの現状でもって警察部の正統性を強調した³⁵⁾。警察部のこのぶしつけな返答に、総務局は結果として従った。同年2月14日付

けで Bowman に対し、彼女の要求に添えない旨連絡したのである。以降、Bowman からのさらなる申し立てが、総務局に届けられることはなかった。

この例は、工部局の映画検閲制度が確立した後も、基本的にはそれ以前と同様、警察部の意向に沿う検査が行われていたことを示している。さらには、警察官による検閲で問題が発見されたとしても、実際には映画検閲委員会はほとんど招集されておらず、映画検閲は実質的には警察部内で検閲実務を担当している者の裁量に委ねられていた事をも示している³⁶⁾。工部局の映画検閲制度のこのような脆弱性は、後に触れる『危険大歓迎』事件を契機に、広く暴露されることとなる。

3-3-2 外部からの抗議への対応の曖昧さ

工部局の初期検閲制度の問題の第二点としては、外部からの抗議に対応する際の基準が曖昧である点が挙げられる。特に、駐上海外國公館や外国人有力団体からの抗議に対しては比較的丁寧な調査を行うものの、中国人団体からのクレームには誠意を持った対応をしていない傾向が見られる。ここでは、濟南事件の記録映画上映に対する共同租界納稅華人会からの抗議と、工部局の対応について触れておきたい。

1928年6月12日、上海の毎日ホールにおいて、同年5月に発生した濟南事件の記録映画が上映された。当該映画は、日本の陸海軍の高官が青島の駐屯基地に到着する様子や、濟南事件の戦闘を収めた2巻ほどの短篇で、観客は日本の副領事を含めた約50名であった³⁷⁾。この上映会の情報を事前に入手した共同租界納稅華人会は6月8日、秘書陶樂勤名義の要請書を工部局へ提出し、当該映画の上映が中国人の義憤を呼ぶと租界の治安問題にも大きな影響を及ぼす可能性があるとして、工部局の慎重な調査と取締を要請した。しかし、上映会に参加した警視総監は「何ら問題は見られない」との簡潔な報告を総弁宛に提出した³⁸⁾。総弁はこの報告にもとづき、当該上映会は私的なもので内容にも問題が見られない旨納稅華人会へ通達するのみであった。

3-3-3 上海における映画検閲権の分断に起因する問題

工部局の初期検閲制度の最大の問題点は、上海において映画検閲権を行使する政体が複数存在していた点であろう。第2章では中国の民間団体の映画検閲活動の例を見たが、当該時期には、共同租界の他にもフランス租界が存在しており、独自の映画検閲制度を有していた。さらに1920年代後半になると、後述のように国民党による映画検閲が制度化される。1928年からは上海特別市映画検査委員会（原文は「電影検査委員会」）が設置され、実際に運用されていく。こうして、上海には三つの異なる政体による検閲制度が敷かれることとなったが、工部局が上映を見送った映画が、その統治の領域外で上映されることを防ぐ手立てがなく、しばしば混乱が見られた³⁹⁾。

1928年2月に映画 *Prisoner of the Sheik*⁴⁰⁾ が上映されると、イタリア大使館から工部局へ抗議文が届けられた。当該作品がイタリア軍を侮辱する内容を含むため何らかの措置を講ずるべきであるとの要請であった⁴¹⁾。警察部が調査した所、映画が上映されているのが共同租界の領域外であることが判明した⁴²⁾。

これを受け、総務局内部において、工部局による映画検閲結果を中国当局と共有する必要性が説かれることとなった。総務局は、第2章で言及した中国側からのアプローチの逆ルート、すなわち、イタリア領事館、およびアメリカ領事館から江蘇省交渉員を経由する交渉ルートを利用し、中国当局へ働きかけようとしている。総弁からアメリカ領事宛に送信された文書は1928年3月9日付『工部局官報 (The Municipal gazette)』にも掲載され、この件は広く周知された。両体制による検閲結果の共有は実現を見なかったと思われるが、工部局が中国側へ歩み寄りを見せていた点は注目に値する。それは、工部局が自らの映画検閲制度の限界に自覚的であったという事に他ならない。

4 『危険大歓迎』事件⁴³⁾

4-1 映画『危険大歓迎』の内容と上映までの経緯

前章で検証したように、工部局の初期映画検閲制度には、制度の脆弱性に起因するさまざまな問題が起こっていたが、とりわけ、上海において映画検閲権

が分断されていた点は、検閲制度の正統性に関わる重大な問題であったと言える。前章で見たように、工部局は中国当局へ接近してこうした問題を解決しようとしたが、そのような状況は長くは続かなかった。1930年2月末に『危険大歓迎』事件が発生すると、工部局と中国側との亀裂は決定的となり、上海における映画検閲権は分断されたまま、それぞれの政体が独自の制度運用を維持していくこととなる。

クライド・ブラックマンの監督による『危険大歓迎』は、サンフランシスコのチャイナタウンを舞台とするハロルド・ロイド主演のコメディ映画で、1929年に制作された。ハロルド・ロイド主演映画で初のトーキー作品として知られている。梗概は次の通りである。

サンフランシスコのチャイナタウンではアヘンの吸引が蔓延し、「龍（ドラゴン）」と呼ばれる悪漢率いる華僑マフィア集団に牛耳られていた。かつては「鬼」の警察部長として恐れられていたジム・ブレッドソーが、チャイナタウンの暗黒街ににらみをきかせていたが、彼はすでに故人となっていた。サンフランシスコ警察は、ボストンへ移り住んでいったジムの息子、ハロルド・ブレッドソーならば、ジムと同じように悪漢どもを退治できるだろうと目論み、ハロルドをサンフランシスコに呼ぶ。ハロルドは研究の日々を過ごす軟弱な植物学者学者であったが、サンフランシスコ警察はそのことを知らなかつた。

サンフランシスコへの旅の途中、ハロルドは美しい娘ビリーと出会う。彼女は、足の悪い弟に、チャイナタウンの名医チャン・ゴウ（張高）の診察を受けさせるため、彼の地に向かっていた。ハロルドは一目でビリーを気に入るが、何らアプローチする事ができないうちにサンフランシスコに到着してしまい、やっと彼女の名前を聞くことができただけだった。

ハロルドは学者の強みを生かし、指紋採取を用いた科学的な捜査方法の研究を開始する。署内では、現場で捜査をしないハロルドに対する風当たりが強くなっていくが、その研究が功を奏し、マフィア団のボス「龍」の指紋の特定に至った。「龍」を見つけるべくチャイナタウンに乗り込んだハロルドは、チャン・ゴウ医師のもとにいたビリーらと再開を果たす。チャイナタウンを舞台にドタ

上海共同租界工部局の初期映画検閲制度について（菅原）

バタを繰り広げながら、ハロルドはついに「龍」を追い詰めることに成功し、ピリーとも結ばれる⁴⁴⁾。

チャーリー・チャップリン、バスター・キートンと並び「三大喜劇王」と呼ばれるハロルド・ロイドは、都会的で洗練されたギャグを得意とし、ごく普通の青年が、無謀なチャレンジを努力で成功させる英雄的主人公を数多く演じた喜劇俳優である。ロイドは、中国でも1920年代初頭にはすでに高い評価を得ていた⁴⁵⁾。

この映画は、1930年1月28日に上海に届けられた後に工部局警察部の検閲担当官による検閲が実施され、工部局の上映許可証第2055号が発行された⁴⁶⁾。そして2月21日、当時の上海を代表する高級映画館、グランド（大光明）大戲院とキャピトル（光陸）大戲院の2院で封切られた。

封切日から数日間にわたり『新聞報』に掲載されたグランド大戲院の広告には、この映画がハロルド・ロイドの初めてのトーキー作品であることと同時に、サンフランシスコの中華街でロケーション撮影が行われ、広東語の会話がなされている点が記された。また、登場人物の中には「善良な役」として中国人のチャン・ゴウ博士が登場し、「ますます満足できる」演技である旨も記された⁴⁷⁾。ところが実際には、この作品における華僑の描写があまりにも劣悪だったため、当該作品に対する不満や抗議の投書が、『民国日報』を中心に相次いで掲載された。これを契機に、騒ぎはにわかに拡大していく。

4-2 「危険大歓迎」への不満の高まりと洪深留置事件

抗議の口火を切ったのが、『民国日報』（上海発行分、以下同様）2月22日の論評欄「覺悟」に掲載された、観客有志35名の署名による抗議文「銀幕上の国恥」だった。彼らは、「危険大歓迎」は、「アメリカ華僑の醜い姿を描くことで笑いとするようなもの」であり、それによって「中国人の面子を粉々にしたもの」であると糾弾した。抗議文はさらに、当該作品のアメリカ華僑にかんするひどい描写についての具体例を次のように列挙した。

一、中国人がものを盗んだり、ものを奪う；二、中国人が悪徳な店を開き、強盗をはたらく；三、外国人を誘拐し、殺害する；四、中国人の下品な習慣を描く；五、中国人の野蛮さや横暴さを描く；六、中国人が清朝時代の服を着ている；七、中国人が集団で犯罪をはたらき、集団で監獄に入れられる；八、中国人が大量に外国人牢獄に入っている様子が描かれる；九、中国人の住まう家が劣悪である⁴⁸⁾。

翌22日夕方には、明星影片公司の脚本家兼監督で、当時は復旦大学の教授として教鞭も執っていた洪深が、友人と連れだってこの映画を鑑賞した。洪深は鑑賞後一度は自宅に戻ったが、この映画に対する怒りが収まらず、再び映画館に戻った。そこで彼は偶然自分の教え子たちと出会い、彼等が手にしていた上述の『民国日報』掲載の抗議文を知る。彼はこれに深い感銘と啓発を受け、グランド大戲院の5時30分からの上映の開始直前に、すでに着席していた観客たちに向けて抗議演説を開始した。これに同調した観客たちは、映画館に対し入場料の返却を要求した⁴⁹⁾。洪深の演説を制止しようとした英国人劇場主Charlesは洪深ともみ合いとなり、暴力沙汰へと展開する。Charlesにより呼び出された警官により、洪深は新閘署へ連行され、数時間留置された後に釈放された⁵⁰⁾。

この時期は、国民党も映画検閲取締制度を着々と整備していた期間に相当する。『危險大歡迎』をめぐる一連の騒動は、国民党の映画検閲体制が徐々に整備されつつある過渡期に生じたものだった。

1928年9月、内政部による「検査電影規則」が交付された。これは、国民党が出した映画関連法規としては最初のものである。翌1929年4月には実施母体に教育部が加わり、内政部と教育部による「検査電影規則」が交付、同年7月に施行された。これと時を同じくして、上海市社会局・教育局・公安局による上海市電影検査委員会が発足した。上海市電影検査委員会は、国内外の全ての映画を一律に検閲し、当該委員会の許可を得ない映画の輸出入を禁止する映画取締規則を打ち出した。ところがこの提案に対して、財務部が反対を示した。

上海共同租界工部局の初期映画検閲制度について（菅原）

財務部は、映画の取締は国内外の映画輸出入に関わることであり、全国の映画産業に影響を及ぼすうえ、外交関係にも影響することから、映画取締は地方ではなく中央が専門家による専門組織を設置し公平な審査を行う必要があると主張した。結果、1930年1月8日に発令された行政委員第4682号訓令により、上海特別市が提案した案は大幅に緩められての施行となった⁵¹⁾。上述のように、「危険大歓迎」は1930年1月28日に上海に到着している。つまり、上海特別市の映画規則がまだ完全に機能していない過渡期に輸入・上映されたのだった。

4-3 洪深留置事件後の経過と工部局の対応について

「危険大歓迎」をめぐる洪深留置事件に対する上海特別市の対応は、極めて迅速かつ厳重なものであった。まず、『民国日報』や『新聞報』等の主要各紙に、宣伝部部長陳徳徵の名義で、『危険大歓迎』を非難し、鑑賞しないよう警告する広告を、数日間に渡り掲載した⁵²⁾。洪深は上海市会宣伝部に対し事件の経過を報告、同時に5項目からなる不良映画取締案を提案した。宣伝部と映画検査委員会はこれを重く受け止め、中央宣伝部と外交部に対し厳重に対応するよう進言した⁵³⁾。24日午後には映画検査委員会の臨時会議が招集され、座長の陳徳徵より事件の経過が報告され、全10項目にわたる処置が議決された。そこには、当該作品を全国的に上映禁止にするよう内務・教育両部に対して市政府を通じて上奏する事、アメリカ政府に対し当該映画をいかなる国においても上映しないよう関係部局を通じて働きかける事、各新聞社に対し本件が解決するまで両映画館の広告を掲載しないよう要請する事、工部局映画検査委員会の中国人委員関炯を本会の名義で責任追及する事、ハロルド・ロイド本人に抗議する事等が盛り込まれた⁵⁴⁾。

名指しで批判された関炯は、宣伝部に対して弁明の書簡を送った。関炯は、映画検査委員会は警察部で問題解決できない場合のみ召集されることになっており、『危険大歓迎』は特に問題があるとされなかつたために検査委員会は召集されなかつたこと、そのため彼自身は『危険大歓迎』を見ていない事を訴えた。関炯の書簡は新聞各紙に掲載され、工部局の映画検査委員会が事実上機能

していないことが広く暴露され、さらなる批判を巻き起こした⁵⁵⁾。

上海の各団体も、事件に対する抗議や上海市による映画検閲の強化を求める宣言を次々と発した。それには、上海租界華人納稅会、中華國民拒毒會、上海戲劇團體等が含まれる⁵⁶⁾。中には、工部局に対して正式な抗議文を送ったものもあった。上海租界華人納稅会と上海特別市商人團體整理委員會の二団体である。

洪深留置事件発生の翌24日、上海租界華人納稅会と上海特別市商人團體整理委員會は、各々総弁宛の書簡を通じ、当該映画は中国人を侮辱するものであり、上映を続けると治安悪化・國際問題化は必至であるため、上映を中止するよう要請した⁵⁷⁾。上海租界華人納稅会はさらに、今後同様の事件が発生しないよう、中国人の感情を害する映画の上映を防ぐべきだと抗議した。これを受け総弁は、翌月3月3日付で、両団体に対し当該作品の上映中止を指示した旨を通達した⁵⁸⁾。從前、中国人団体からの要請に冷ややかな態度で臨んでいた工部局が、この度は速やかにその要請を受け入れたのは、事態收拾に努めたいとの意向があったためだと思われる。

しかし、事態は収束に向かうどころか、ますます拡大していった。3月5日、グランド大戲院の謝罪を拒否した洪深は、弁護士伍澄宇を雇い、当該映画館が洪深に対して公衆侮辱行為を行ったとのことで裁判を起こした。

上海特別市映画検査委員會は、先の議決を行動に移し始めた。まず、グランド大戲院に対し『危險大歡迎』のフィルムを当該委員會に引き渡すことを要求した。また、新聞各紙に対して、事態が収束するまでグランド・キャピトル両映画館の広告を掲載しないように文書で通達した。

工部局警察部はこれらの一連の動きについて調査し報告書を作成、警視總監から総弁宛に提出した⁵⁹⁾。中国当局の動きに対する工部局の対応については、総弁から總裁の決裁にかけられた。3月18日、總裁の「租界における映画上映に対し、中國當局はいかなる干渉もすることはできない」との決定が警察部へ通知された⁶⁰⁾。これは、工部局が中国側の動きを明かな「干渉」と捕らえて警戒した結果であった。

上海共同租界工部局の初期映画検閲制度について（菅原）

事件後の上海特別市の一連の動きを警戒した工部局は、それまで映画取締制度の運用に積極的とは言えなかったその方針を一変させる。同3月には、工部局映画検閲委員会のメンバーの見直しが開始された。翌1931年には、検閲基準の明文化が図られていくことになる⁶¹⁾。

おわりに

以上のように、工部局の映画検閲委員会は、設立直後はほとんど力を持たず、警察部に従属しており、検閲結果を中国側と共有すべく動いた一時期を除けば、工部局が積極的に映画検閲制度の拡充を行うことはなかった。『危険大歓迎』事件は、工部局のそうした姿勢を転換させたという点で重要である。従来、この事件は、国民党の映画検閲権が上海租界に入り込む機会を提供したとされていたが（例えば汪（2004））、工部局にとっても大きな転機であった。今後は、1930年代における工部局の映画検閲制度を、国民党の映画統制制度と連動させて解明していく事が求められるだろう⁶²⁾。

中国人を侮辱するような描写を含む外国映画が問題となったのは『危険大歓迎』以前にも見られたが、民族の「肖像」の描き方をめぐり強烈なナショナリズムが顕在化したのは、『危険大歓迎』が初めてであった。中国映画界は1930年代には「黄金期」と呼ばれる華々しい時代を迎えることとなる。『危険大歓迎』に代表される外国映画における自民族表象に過敏に反応した中国映画人たちとは、黄金期の作品において、いったい如何なる「自画像」を求めていったのだろうか。そして、租界の映画取締制度は、彼らの自画像をどのように見ていたのだろうか。こうした問題も、本研究が今後射程にいれるべき課題である。

* 本稿は、2006-2008年度科学研究費補助金若手研究（B）「1949年以前の中国映画界における外国映画の受容とその影響に関する研究」（課題番号：18720090）による研究成果であり、日本映像学会第52回関西支部研究会（2007年12月15日、於関西大学）での報告をもとにまとめたものである。

注

- 1) 特に本稿が多くを拠った代表的な研究としては次のものがある：汪朝光「民国電影検査制度之濫觴」『近代史研究』2001年第3期【以降 汪（2001）】、「検査、控制与導向—上海市電影検査委員会研究」『近代史研究』2004年第6期【以降 汪（2004）】、張新民「国民政府の初期映画統制について—一九三〇年代を中心に」『（大阪教育大学）歴史研究』第33号（1996年2月）【以降 張（1996）】；三澤真美恵「南京政府期国民党の映画統制—宣伝部・宣伝委員会による映画宣伝事業を中心に—」『東アジア近代史』第7号（2004年3月）【以降 三澤（2004）】。
- 2) 三澤（2004），p.73。
- 3) 共同租界工部局の行政については、野口勤次郎・渡邊義雄『上海共同租界と工部局』（東京：日光書院，1939年）、および、上原蕃『上海共同租界誌』（東京：丸善，1942年）【以降 上原（1942）】等に詳しい。
- 4) 春望「上海公共租界工部局電影検査委員会有徹底改組之必要——電影検査委員會報告書之商榷」（『電影周報』1932年10月22日、本稿では『中国無声電影』（中国電影出版社，1994）所収の版を参照）。
- 5) 汪（2004），103ページ脚注①。
- 6) 民国初期の上海における映画館数および映画館の経営状況については次の文献を参照されたい：菅原慶乃「民国期上海の映画館について—中国産映画上映館と映画館の経営状況を中心に—」『野草』第81号（2008年2月）。
- 7) 「閻瑞生」の興行的成功については、菅原上掲論文を参照されたい。また、「閻瑞生」をはじめとする中国国産長編劇映画の内容については、紙幅の関係上、次の各文献に詳細を譲りたい：白井啓介「銀幕の舞台の交差点—一九二〇年代初頭の文明新戯と初期映画の演技様式」（『文教大学文学部紀要』第18巻第1号、2004年）、および、張新民「上海と初期中国映画—1920年代「モダン劇映画」に表れている「魔都」上海—」（『COE国際シンポジウム報告書 都市のフィクションと現実』大阪市立大学都市文化研究センター、2005年2月）。
- 8) 陳旭麓・李華興主編『中華民国史辞典』（上海人民出版社）に拠る。
- 9) 中華教育改進社の当該議決にかんする記事は『申報』や『新聞報』等では報道されていないが、以下の新聞記事で引用されている：「省教育会幹事常会紀事」（『申報』1923年4月1日）。
- 10) 第118条の後半部分には次のようにある：「検閲は、行わない。ただし、映画に対しては、法律で別段の定めをすることができる。風俗を害する文書・图画の取締並びに公開の観覽物及び興行に関し、少年の保護のためにも、また、適当な法律上の処置を定めることができる。」日本語訳は、『旧ドイツ國憲法・旧プロイセン國法・旧フランス國法』（衆議院法制局、1958年）に拠った。
- 11) 「総商会電請取締影片」『新聞報』1923年（民国12年）3月18日。
- 12) 他にも例えば、中華国民拒毒会は、良い内容の映画脚本の懸賞制度を設ける等の活動を

上海共同租界工部局の初期映画検閲制度について（菅原）

行っていた。この会は「映画教育委員会（原文は「電影教育委員会」）」を設置し、上海の映画プロダクションや映画産業関係者、評論家等をその委員としていた。本稿第4章で言及する洪深も、委員のひとりであった。

- 13) 江蘇省教育会以外に省単位で設置された検閲制度として、浙江省の「浙江省会電影審査会」がある。浙江省教育会と警察庁がその構成員となり、フィルム検閲と映画館への立入検閲の双方を行うことになっていた。
- 14) 江蘇省教育会については、高田幸男の次の論考を参照した：「江蘇教育会の誕生—教育界に見る清末中国の地方政治と地域エリート」『駿台史學』103号（1998年3月）、「清末江蘇における地方自治の構築と教育会—江蘇教育総会による地域エリートの「改造」」『駿台史學』111号（2001年2月）。
- 15) 汪（2001）によれば同年3月から7月の間に設立されたとされているが、詳細な時期は判明していない。江蘇省教育会は、前節で触れた中華教育改進社の映画取締基準と上海総商会の江蘇省への要請を参考に、1923年3月31日に映画取締案を議決、4月7日に江蘇省へ提出しているが、この時の新聞報道には「映画検閲委員会」にかんする記述は見えない（前掲「省教育会幹事常会紀事」、および、「取締有碍風化影片之呈情」『新聞報』1923年4月8日）。したがって、その設立は、4月初旬以降であると思われる。
- 16) 「省教育会審閲明星片之評語」『申報』1923年7月5日。
- 17) 前掲「省教育会審閲明星片之評語」、および、「(四二) 影戲審查會 江蘇省教育會電影審閲委員會」（程樹仁・甘亞子・陳定秀『中華影業年鑑』（中国影業年鑑社、1927年）。
- 18) 孫師毅「對於省教育會的電影審查說話」『銀星』1926年第2期。なお本稿では『中国無声電影』（中国電影出版社、1994年）所収の版を参照した。
- 19) (周) 劍雲「電影審查問題」『電影月報』1928年第5期。
- 20) Commissioner for Foreign Affairs of Kiangsu to Senior Consul for Italy, May 28, 1923, in "Murder of Singsong Girl Lien Ying by Rui-sheng & Tragedy of Chang Hsin-shong's Property: Commissioner for Foreign Affairs, Kiangs" [hereafter YRS], Secretariat of Shanghai Municipal Council [hereafter SSMC], in File 3603, Part 1, 上海市檔案館 [hereafter 上档 U1-3-2401].
- 21) Commissioner of Police to Acting Secretary of SMC, July 30, 1923, YRS, SSMC, 上档 U1-3-2401.
- 22) Commissioner of Police to Acting Secretary of SMC, April 23, 1924, YRS, SSMC, 上档 U1-3-2401.
- 23) Chairman to Senior Consul for Italy, May 21, 1924, YRS, SSMC (上档 U1-3-2401).
- 24) Special Envoy for Foreign Affairs of Kiangsu to Senior Counsul-General for the United States of America, May 28, 1926, in "Proposed Censorship of Cinema Films Shown in Settlement: Commissioner for Foreign Affairs" [hereafter CFA], SSMC, 上档 U1-3-2401.
- 25) Commisioner of Police to Acting Secretary of SMC, June 11, 1926, CFA, SSMC, 上档 U1-3-2401.

- 26) Chairman of SMC to Consul-General for the United States of America, June 16, 1926, CFA, SSMC, 上档 U1-3-2401.
- 27) 日本語訳は、山崎九市『上海共同租界法規全書』(上海：日本堂書店, 1926年)に拠った。引用に当たっては旧漢字を常用漢字に、カタカナをひらがなに改めた。
- 28) 1926年11月16日の*North China Daily News*の読者投稿欄には、当該作品の宣伝性についての厳しい抗議文が掲載されている。
- 29) 上映中止措置は、次の新聞記事に見える：“The Volga Boatman: Film to be Withdrawn”, *The North China Daily News*, November 17, 1926.
- 30) Deputy Commissioner of Police to the Secretary of SMC, November 16, 1926, in “The Volga Boatman: Withdrawal from Public Exhibition” [hereafter VB], SSMC, 上档 U1-3-2401.
- 31) “Ordinance No.22 of 1919, Part 3: Censoring of Cinematograph Films and Posters”, Enclosure of Correspondance, Colonial Secretary for Hong Kong to Secretary of SMC, January 15, 1927, VB, SSMC, 上档 U1-3-2401.
- 32) op. cit. Memorandum by Director of Criminal Intelligence, January 10, 1927.
- 33) “Censorship of Cinema Films”, Commissioner of Police to the Secretary of SMC, Feb. 11, 1927, VB, SSMC, 上档 U1-3-2401.
- 34) “At the meeting of th Council held on Wednseday”, July 6, 1927, 上海市檔案館編『工部局董事會議錄 第二十三冊』, p.465. 上原（1942）によれば、警察部で映画検閲の実務を担当したのは特高課映画検閲課であるとされているが、その成立時期は不明。
- 35) S.C. Young to Commissioner of Police, Febraty 9, 1928, in “Beau Geste: Enquiry re. Cutting Out”, SSMC, 上档 U1-3-2401.
- 36) 本稿で参照した公文書は、総務局に保管されていた映画検閲委員会関連ファイルである。当該委員会の活動にかんする文書や、警務委員会や警察部の公文書については、現在までにそれらの所在が確認ができなかつた為、筆者未見である。
- 37) Commissioner of Police to Acting Secretary of SMC, June 14, 1928, in “Films Portraying Japanese Military Operation in Tsinan: Proposed Withdrawal for Public Exhibition”, SSMC, 上档 U1-3-2401.
- 38) 注37)に同じ。
- 39) 市川彩『アジア映画の創造及建設』(国際映画通信社, 1941年)でも、三つの政体による映画検閲制度による混乱について言及されている(219-221ページ)。
- 40) 現時点で当該作品の詳細については不明である。本稿執筆に当たり、以下の各紙に同時に掲載された新聞記事、および、各映画館の広告に見られる映画タイトルを全て確認したが、当該作品に相当すると思われる映画作品の特定には至らなかつた；[中文新聞]『申報』、[新聞報]、[英文新聞] *The North China Daily News*, *The North China Herald*.
- 41) Consul General for Italy to Chairman of SMC, February 13, 1928, in “Prisoner of the Sheik: Withdrawal from Public Exhibition” [hereafter PS], SSMC, 上档 U1-3-2401.

上海共同租界工部局の初期映画検閲制度について（菅原）

- 42) Commissioner of Police to Secretary of SMC, February 15, 1928, PS, SSMC, 上档 U1-3-2401.
- 43) 『危険大歓迎』を巡る一連の事件については、汪（2004）が、台湾国史館所蔵の国民党公文書を用いて一定程度の概要を明かにしている。Sheldon Hsiao-penf Luの次の論考も、英字新聞や関係者が後に執筆した回顧録等に依拠しながら当該事件の概要を記している：“Chinese Cinemas (1896-1996) and Transnational Film Studies”, ed. S. H. Lu, *Transnational Chinese Cinemas; Identity, Nationhood, Gender*, University of Hawai'i Press, 1997 [hereafter Lu(1997)]. 本稿では『民国日報』、『申報』、『新聞報』等の主要紙の記事、および工部局総務局の公文書を中心に用い、当該映画作品が引き起こした事件の言説を浮かび上がらせ、工部局の対応とのかかわりを中心に詳述していきたい。
- 44) 梗概は『トーキー英語 原文対訳 第六編特大号 危険大歓迎』（東京：桜木書房、1930年）を参照した。
- 45) たとえば、中国で発行された映画雑誌としては現存する最古のものであると言われる『影戲雜誌』（中国影戲研究社、1921年4月頃の刊行）の第1号の表紙には、ハロルド・ロイドの写真が使われている。
- 46) 秉己「不怕死未死之前」『新銀星与体育』第22期（1930年6月号）に拠る。当該雑誌の影印版は『早期中国早期電影画刊』（全国図書館文献縮微複製中心、2004年）第5巻に所収されており、本稿は影印版を参照した。
- 47) 『新聞報』1930年2月21日、22日に掲載されたグランド大戯院の広告に拠る。
- 48) 「影片上的國恥—請愛國諸君注意；三十五同報來函」『民国日報（上海）』1930年2月22日。
- 49) 一部の記事は、払い戻しを受けた観客の数は30名程度であると報じている（「開演羅克『不怕死』之反響；要求退票大起衝突」『新聞報』1930年2月23日）。なお、グランド大戯院の座席数は1,400席程度であるが、事件当日はほぼ満席に近く、観客の多くが中国人であったと言われている。
- 50) 以上の事件の経緯は、主に次の各記事に拠った：「開演羅克『不怕死』之反響；要求退票大起衝突」『新聞報』1930年2月23日、および、洪深による手記「不怕死！大光明戯院喚西捕拘我入捕房之経過」『民国日報（上海）』1930年2月24日。
- 51) この間の上海市電影検査委員会の動向を初めて明かにしたのは汪（2004）であるが、本稿執筆に当たっては主に次の原典や資料を参照した：「中外電影片禁進出口暫緩実行」「申報」1930年1月9日：「羅克『不怕死』國人群起抗争 各方面有堅決之表示 市電影検査委員会開会議一議決要案十項」『民国日報（上海）』1930年2月25日：「上海市政府檢報該市電影検査委員会設立経過 工作状況及各項規則呈（1930年2月12日）附上海特別市電影検査委員会設立経過情形、目前進行状況報告書」中国第二歴史档案館編『中華民国史档案匯編（第五輯第一編 文化（一））』（江蘇古籍出版社、1995年）。
- 52) 当該広告のタイトルは「上海特別市電影検査委員会為羅克不怕死影片通告」「民国日報（上海）」には1930年2月23日より、『新聞報』には同月26日より掲載された。

- 53) 「市宣伝部厳重取締不怕死影片 根拠洪深陳述事實之原呈 転請中央及市府厳重交渉」『申報』1930年2月24日。同様の内容は、次の各新聞記事にも見える：「市宣伝部厳重取締不怕死影片 根拠洪深陳述事實之原呈 転請中央及市府厳重交渉 三区党部亦發表反對宣言」『民国日報（上海）』1930年2月24日；「市宣伝部厳重取締不怕死影片」『新聞報』1930年2月24日。
- 54) 「羅克『不怕死』國人群起抗爭 各方面有堅決之表示 市電影檢查委員會開會議一議決要案十項」『民国日報（上海）』1930年2月25日。
- 55) 「閔炯之上書市宣伝部自備此片未經審查 租界檢查電影的内幕」『民国日報（上海）』1930年2月25日。および、「取締『不怕死』影片 昨日之言論 閔炯之一封書」『申報』1930年2月26日。
- 56) 各団体の講義文の内容は次の各新聞記事を参照されたい：「租界納稅華人会函工部局 請制止開演勒令笑燬」『民国日報（上海）』1930年2月25日；「拒毒會請嚴禁反拒毒片 請審查會嚴重交渉」『民国日報（上海）』1930年2月25日；「上海戲劇團體反對羅克『不怕死』影片事件宣言」『民国日報（上海）』1930年2月26日（以下の文献に再録：文化部党史資料征集工作委員會編『中國左翼戲劇家聯盟資料集』（中國戲劇出版社，1991年），および、陳播主編『中國左翼電影運動』（中國電影出版社，1993年））。なお、中華国民拒毒会については注12も参照されたい。
- 57) Shanghai Chinese Ratepayers' Association and Commision for the Reorganisation Shanghai Merchants' Associations to SMC, February 24, 1930, in "Welcome Danger: Withdrawal form Public Exhibition" [hereafter WD], SSMC, in File 3603, Part 2 [hereafter 上档 U1-3-2402].
- 58) Secretary of SMC to Shanghai Chinese Ratepayer' Association and Commission for the Reorganaization of Shanghai Merchants' Associations, March 3, 1930, WD, SSMC, 上档 U1-3-2402.
- 59) "Attempts by Authorities in Chinese Controlled Territory to Exercise Censorship over Films Exhibited in the Settlement", Commissioner of Police to Secretary of SMC, March 17, 1930, WD, SSMC, 上档 U1-3-2402.
- 60) Secretary to Commissioner of Police, March 18, 1930, WD, SSMC, 上档 U1-3-2402.
- 61) 最後に『危険大歓迎』事件の顛末について補足しておきたい。8月15日、駐サンフランシスコ中国領事館宛に、ハロルド・ロイドより謝罪の手紙が届けられた（「不怕死案 羅克正式道歉」『申報』1930年8月15日）。Lu (1997)によれば、*China Weekly Review* 紙でもロイドの謝罪文の内容が報道された。汪 (2004)によれば、台湾・國史館所蔵檔案(001143213001)「中央宣傳部函通飭禁映不怕死影片、影片檢查我國不能依據中美閩稅條約交涉」に関連公文書が保管されている。また、洪深により起こされた裁判は、3月14日に第一回法廷、同年7月24日に続審が行われたが、結審には至っていない。洪深は、10月7日『申報』に「洪深啓示」を掲載し、仕事が忙しくかねてより煩っていた胃腸の病も再発し、毎日の授業を継続する気力が尽きたので、学校を離れ静養する旨公表した。キャピト

上海共同租界工部局の初期映画検閲制度について（菅原）

ルとグランドの両映画館は上海特別市映画検査委員会に謝罪、前後して新聞への広告不掲載が解除された（「大光明案結束」『申報』1930年10月16日、および汪（2004））。

62) とりわけ租界における映画検閲権をめぐっては、「新しき土」の上映を契機として再び大きな問題と化す。ここでは、当該事件の概要のみを記すに留める。1937年6月、上海日本租界で営業していた東和劇場において、日独合作映画「新しき土」（アーノルド・ファンク / 伊丹万作、1936年）が封切られた。中国人たちはそれが侵略的であるとして反発したが、工部局映画検閲委員会は一部の切除を要求したのみで上映を許可した。かねてより帝国主義を宣伝する映画の上映に不満を抱いていた中国側は、中国電影協會等有力文化機関の後押しを得、同年7月に上海租界検査撤廃問題検討会を開催した。しかし、この問題は日中戦争の勃発により、解決を見なかつた。